

胆管がん問題を踏まえた化学物質管理のあり方に関する専門家検討会
報告書の概要

1. 危険有害性及びばく露の実態に応じた化学物質管理のあり方について

- (1) 一定の危険有害性が確認されている化学物質(例えば、日本産業衛生学会等が許容濃度等を勧告するもの等)については、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置が確実に実施されるよう制度を見直す必要がある。

また、リスクアセスメントの結果等について、労働者に周知されるべきである。

- (2) 中小企業においても、無理なく実施できる仕組みを整えることが必要である。コントロール・バンディングの活用促進・改良、検知管による簡易なばく露濃度測定の促進、簡易なリスクアセスメント・ツールの開発、相談窓口の設置や、専門家を派遣しての指導など。

2. 表示・SDS交付等の危険有害性情報伝達の促進等について

- (1) 労働者に必要となる危険有害性等最小限の情報を確実にかつ分かりやすく伝達するツールとして、ラベル表示の対象を拡大する必要がある。一定の危険有害性が確認されている化学物質(例えば、日本産業衛生学会等が許容濃度等を勧告するもの等)について対象とすることが考えられる。

- (2) 化学物質の分類・表示についてはGHSが事実上の国際標準であることも踏まえ、GHSラベルの普及・教育が推進されるべきである。

- (3) GHSでは、混合物については、混合物としての危険有害性を表示することとされている。安衛法の解釈では、代替措置として成分ごとの表示も認められるが、原則が徹底されるべきである。

なお、危険有害性等を労働者に注意喚起するとのラベル表示の趣旨から、成分表示は不要ではないか等の意見があった。

3. 特別規則の対象でない化学物質を含む化学物質管理の原則について

- (1) 講ずべき措置の考え方は、化学物質の性質や作業方法(物質の代替やプロセスの見直し)に基づくリスクの除去・低減を第一とし、さらに、残留リスクに対するリスク低減措置が講じられるものとするのが適当である。また、当該リスク低減措置においては、局所排気装置の設置等の工学的対策を優先することが適当である。

- (2) 爆発・火災等による危険防止においても、講ずべき措置の考え方は健康障害防止の場合と同様である。

- (3) 事業者が作業の開始や変更に際して講ずる措置を決定した場合には、その措置を講ずべき理由(know why の観点)を含めて教育がなされるべきである。